

大規模災害等発生時の児童生徒等引渡マニュアル（保護者用）

1 保護者引渡を実施するケース

- 大規模な自然災害（地震・津波等）が発生し、大きな被害が出たとき
- 不審者が学校に侵入し、実被害が出たとき
- 近隣地域で凶悪事件等が発生し、犯人が逃走中で、児童生徒等に危害が及ぶ恐れがあるとき

2 保護者引渡についての連絡手段

（1）通信手段（携帯メール・電話）が使えるとき

- ・ 保護者引渡を実施する場合は、原則、学校から連絡をします。
- ・ 学校から、保護者あて連絡メール又は電話により連絡し、児童生徒の引渡を依頼します。

（2）すべての通信手段が途絶し、連絡できないとき

- ・ 学校に児童生徒等を待機させ、保護者の来校を待って引き渡します。
上記の「1 保護者引渡を実施するケース」を踏まえて、保護者の判断で来校していただきますようお願いいたします。
- ・ 通信手段が使えない場合でも、状況に応じて、学校の玄関等に避難状況や引渡場所等を掲示するなどの対応に努めます。

3 引渡場所

（1）大規模な自然災害（地震・津波等）が発生し、大きな被害が出たとき

- ・ 原則、学校を引渡場所とする。土砂災害等で学校での引渡が不可能と判断した場合は、二次避難所(旭マルチメディアセンター)を引渡場所とします。
※ 道路状況等により、来校することが困難となった場合、安全が確認された後に来校してください。

（2）不審者が学校に侵入し、実害が出たときや、近隣地域で凶悪事件等が発生し、犯人が逃走中で、児童生徒等に危害が及ぶ恐れがあるとき

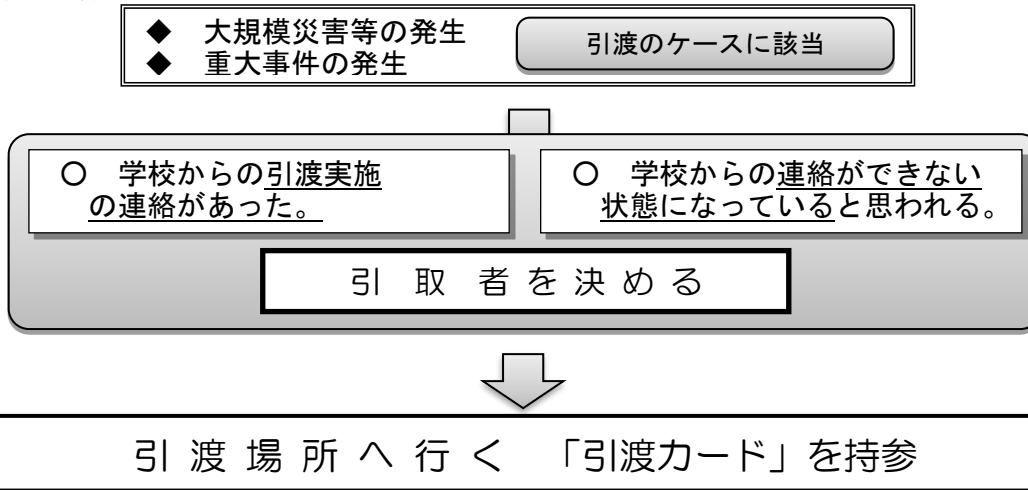
- ・ 原則、学校を引渡場所とします。
- ・ 児童生徒等の心理的動揺等により学校での引渡が望ましくないと判断した場合は、引渡場所変更し、変更した引渡場所を連絡します。

4 「緊急時引渡カード」の提出 ※（別紙）参照

安全でスムーズな引き渡しのために、「緊急時引渡カード」を使用して確認を徹底し、引き渡しを行います。以下の点について、ご協力をお願いします。

- ① 迎えに来る人（引取登録者）を決めて、「緊急時引渡カード」に記入してください。
 - ・ 引取登録者の1番には、保護者を登録してください。
 - ・ 引取登録者の2番以降は、1番の保護者が、引取ができない場合の代理の引取者（保護者・親族等）を登録してください。できるだけ4番までの代理の引取登録者を記入してください。
 - ・ 保護者以外の引取者は、児童生徒が本人であると確認できる人をお願いします。
- ② 学校への提出後、学校でラミネートし「緊急時引渡カード」は返却いたしますので、各家庭で保管してください。引渡時の確認に使用しますので、大切に保管され、迎えに来られるときにご持参ください。引渡カードがない場合は、確認のため、お時間をいただきます。

5 引渡の手順



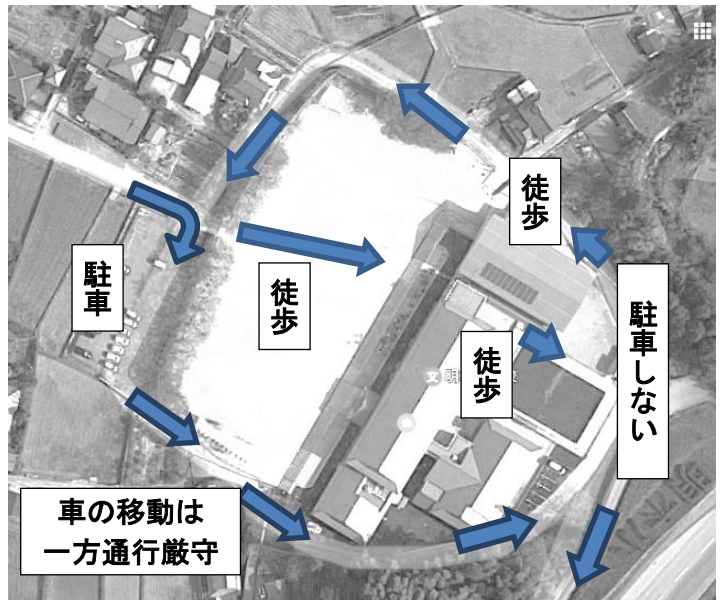
(1) 受付

体育館横で受付をし、兄弟姉妹がいる場合は一緒に引渡を行う。

学校への侵入方法

- お車でのご来校は、県道側より、グラウンド下駐車場にお入りください。
- 学校周辺の道路は、右図のように、安全を考え一方通行とします。安全を考慮し、最徐行をお願いします。
- 駐車場では本校職員が案内します。その指示に従ってください。
- 体育館外に受付を設けています。引渡が済まれた方は、一方通行でお進みください。

※引渡場所の変更等の場合は、体育館入口に掲示しますのでご確認ください。



(2) 引き取り人の確認

担当で「引渡カード」を確認し、「例：〇〇の（母）です。」と教えてください。「引渡カード」がない場合は、待っていただくこととなりますのでご注意ください。

(3) 児童生徒による最終確認と引渡

- ① 児童生徒により、直接確認が済みましたら、カードを返却し、お子さんを引き渡します。
- ② 学校からの連絡事項を確認するとともに、自宅以外の場所にお子さんを引渡す場合の連絡先など、学校に伝えておくべき連絡事項を担当の教職員にお伝えください。

